

旧抄本『論語義疏』「子張」篇篇首の 「疏 就此篇凡有二十四章（以下略）」 をめぐるいくつかの問題

高 橋 均

はじめに

旧抄本『論語義疏』⁽¹⁾ 各篇の冒頭は、第一行に大題「論語義疏卷第一」、第二行に小題が「學而第一」などと記され、その小題の下に「疏」字を置いて小字・二行で、篇の内容を説明した疏（「篇首皇疏」と名づける）と、「昂云」として邢昺の論語正義が記されるのが、おおむねの形式である。ここで取りあげる天理大学附属図書館所蔵の清熙園本論語義疏の「子張」篇篇首についても、篇名の下に小字で「篇首皇疏」が記され、続いて「昂云」として邢昺の論語正義が記されることは他篇と変わらない。ところが、同本は、その後ろに大字「疏」を置き、続いて小字・二行で「就此篇凡有二十四章（以下省略）」で始まる70字の文を記している。これとほぼ同じ文は、他の旧抄本論語義疏にも見えるが、その多くは冒頭に「正義」と記し、「疏」と記すものは他にない⁽²⁾。

「正義」と記せば、邢昺の論語正義からの引文であろうが、清熙園本のように「疏」と記せば、皇侃の「義疏」となるであろう。もしこれが皇侃の義疏と認められるならば、清熙園本によって皇侃の義疏と認定される新たな一条が加わることになる。この「疏」字を置いてはじまる文が、はたして皇侃の義疏であるのかを明らかにするために、清熙園本に加えて他の旧抄本論語義疏はどのように記述しているのか基礎的な検討を進め、また論語義疏を校定した根本遜志と武内義雄は、この文をどのように処理しているのか、そうした問題をあわせてみてゆくこととする。

1 問題の所在—子張篇篇首に記される「疏」

問題とする清熙園本論語義疏子張篇冒頭の小字部分は、次のようである。論述の必要から、はじめにその全文を記す。これら小字部分は、記述される内容から大きく三つの部分に分けることができる。区切りを明示するため、それぞれの文末に「』」を置く。原文の小字・二行を一行とし、縦書きを横書きに改めているが、改行は原文に従った。

子張第十九 子張者弟子也。明其君若有難、臣必致死也。所以次前者既明君惡臣宜拂衣而即去、若人々皆去則誰爲匡輔。故此次明若未得去者、必宜致身、故以子張次微子也。』 晁云、此篇記士行交情仁人勉學或接聞夫子之語、或弁揚巫師之德、以其皆弟子所言、故差次諸篇之後。』
疏 就此篇凡有二十四章、大分爲五段、総明弟子稟仰記言行皆可軌則、才一先述子張語、第二明子夏語、記小徳出入可也。才三子游、才四曾參語、才五子貢語。就子張語、自有二章也。』

その第一部分は、大字の「子張第十九」に続いて記される「子張者弟子也—子張次微子也」という64字である。清熙園本は、他の篇では小題下のこの小字部分の冒頭に「疏」という字を置くが、子張篇にはなぜか「疏」字は見えず、直接「子張者……」とする。続いて一字空けて第二部分「晁云此篇記士行交情—故差次諸篇之後」41字が、記される。ここまでは、すべての旧抄本論語義疏が記すのとほぼ同形式同文である。次に、行を改め大字「疏」を置いて「就此篇凡有二十四章—就子張語自有二章也」と記される。これが第三部分である⁽³⁾。(以下それぞれの文を指す場合、この「第一部分」、「第二部分」、「第三部分」という言い方を用いる)

先にも触れたが、管見に入る旧抄本論語義疏では、清熙園本を除いてこの第三部分を「疏」として引くテキストはなく、多くが「正義」として引くことである。「正義」として引かれると、この部分は皇侃の義疏ではなく、邢昺の正義とみなされる可能性が生じる。というのも、旧抄本論語義疏に書き入れられる邢昺の『論語正義』は、「晁」「正義」「晁正義」など異なる名称でもって引用されることはあっても、「疏」として引かれることはないように思えるからである⁽⁴⁾。

こうした問題を踏まえて、清熙園本以外の旧抄本論語義疏の各テキストが、この部分をどのように記述しているのか、まずそこから見ていくことにする⁽⁵⁾。

2 旧抄本論語義疏は子張篇篇首の「疏」をどのように記述しているか

前節で、清熙園本によって、子張篇篇首の小字部分が三つの部分に分けられることを明らかにした。そこでテキストの範囲を広げて、他の旧抄本論語義疏

ではこれらの小字部分がどのように記述されているか、その検討から始める。第一部分である「子張者弟子也一故以子張次微子也」は、先にも触れたように、多くの旧抄本が冒頭に「疏」字を置くが⁽⁶⁾、清熙園本には「疏」字がない。清熙園本でも、他篇では「篇首皇疏」のこの位置に「疏」字を置くから、ここにも「疏」字があったのにそれがなくなったのか、あるいは何かの意図があって置かないのかは明らかではない⁽⁷⁾。しかしこの第一部分は、他篇の「篇首皇疏」と共通する記述形式・内容をもっているから、たとえこの位置に「疏」字がなくても、これを「篇首皇疏」とみることは問題ないであろう。第二部分の「曷云」で始まる文については、邢昺の論語正義と比べ確かめてみると、その子張篇篇首にはほぼ同じ文を見ることができる。鎌倉時代以降、日本に邢昺の論語正義が将来されると、論語正義を論語義疏に書き入れる改編が進められた。この第二部分も、その際に、邢昺の論語正義から引いてここに書き入れたものと推測されるから⁽⁸⁾、これ以上ことさらに取りあげ検討する必要はないであろう。ところが、第二部分と次の第三部分との繋がりが、旧抄本によって異同があって、テキストによっては第三部分もまた邢昺の正義とみることになるのか、あるいは皇侃の義疏という可能性がでてくるのか、微妙な問題をはらんでいる。もともと子張篇篇首のこの小字・二行の部分で問題となるのは、第三部分であるが、その第二部分と第三部分との繋がりにいくつかの形があり、その繋がりの形から整理すると、次の三形式に分類できる⁽⁹⁾。

1) 第二部分、第三部分を一連の文として記述するもの。

たとえば宝勝院本論語義疏は、第二部分を「曷云」ではじめ、そのまま第三部分の末尾「一就子張語自有二章也」までを一連の文として記して、第二部分と第三部分との間に文を区切るような語もマークもまったくない。その結果、第二部分冒頭の「曷云」が、文の形式上からは第三部分の最後まで続くように見えるから、第三部分もまた邢昺の正義ということになる。これと同じような形式で記述されるのが、文明本、国会図書本、蓬左本の各本である。ただし文明本は、第二、第三部分の間に線を引いて、「也、正義曰 イ」という五字を欄外に補っている。この書き入れは、文明本と異本との異同を示すもので、それに従えば、第二部分と第三部分は分離されて、第二部分は「曷云」で始まり、第三部分は「正義曰」で始まることになり、後述の3)の形式になる。「曷云」と「正義曰」とは、同じ邢昺の正義を示すはずであるから、どちらにしても違いはないように考えられるが、その点は後で触れよう。また国会図書本は、第二部分と第三部分の間に、「」を記している。このマークが何時書き入れ

られたものかは明らかではないが、いずれにしても文の区切りを示すものであろうから、この書き入れに従えば、第二部分と第三部分が性格上分離される文であることになる。これら四本は、抄写された当初は同形と見ることができが、文明本、国会図書本については、後にこのような書き入れが加わったものであろう。

2) 第二部分、第三部分で行を改めるもの。

この記述形式を取るものに尊経閣本論語義疏がある。尊経閣本は、第二部分を「昺正義曰」ではじめ、「故差次諸篇之後也」までが一続きの文である。ここで改行し、第三部分の「就此篇凡有二十四章」を行頭から始めて、「就子張語自有二章也」で終わる。前の1)と異なるのは、第二部分が終わったところで改行していることであり、新たに行を起こしたところに「正義」「疏」に類する語は置かれていない。第二部分、第三部分を改行という形式で区別している点を除くと1)と同じであり、1)で示した国会図書本が第二部と第三部の間に「L」を置いていることと通じるといえるかもしれない。行を改めるこの尊経閣本と同じ形式をとるのが、宮内庁本、林本である。

これら旧抄本は、この改行によってどのようなことを示そうとしているのだろうか。改行が、たんに第二部分、第三部分の区切りだけを示しているのか、それともこの改行が、区切りだけでなく文の性格の異なりまでも示しているのか。つまり第二部分が邢昺の正義であり、第三部分は邢昺の正義ではないというようなことまでも示しているのだろうか。

ここに示されるのは改行だけで、それ以外の語・マークはないから、尊経閣本、宮内庁本、林本が第三部分を第二部分の邢昺の正義と異なる性格をもつものであるとみているのかどうか、残念ながら知ることができない。これら諸本が、第二部分、第三部分に何らかの差異を認めていることは確かであるが、今この改行によってわかることは、ここまでである。

3) 第二部分が「昺曰(云)」で始まり、第三部分が「正義曰(云)」で始まるもの

この形で記述されるものとして、足利本を挙げることができる。足利本は、第二部分は「昺曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。そして一字分の空格があって、「正義曰」で第三部分が始まり、「就子張語自有二章也」で終わる。すなわち第二部分に「昺曰」、第三部分に「正義曰」という語を置いて区別している。この足利本と同じ形をとるものとして、東大本、青淵本、尊経閣別本、久原本(久原本は第二部分が昺正義曰で始まる)がある。先に触れた

文明本に書き入れられている異本も、またこれと同じである。旧抄本論語義疏に見える邢昺の正義の書き入れは、旧抄本のテキストによって「昺」「正義」「昺正義」などと書かれるから、「昺曰」と「正義曰」とは同じ論語正義を指し示すはずである。それにもかかわらず、なぜ第二部分を「昺曰」として引き、第三部分を「正義曰」として引いて区別するのであろうか、そこには何かの理由があって区別しているのであろうが、その理由がよくわからない⁽¹⁰⁾。

1) 2) 3) と分けて見てきたことを整理する。1) の第二部分の冒頭に「昺云」を置き、そこからはじめて第三部分までを一連の文として続ける記述からは、第二部分、第三部分ともに邢昺の正義とみなしうる。3) は、第二部分に「昺曰」、第三部分に「正義曰」と置くというように同一注釈に対してなぜか異なる表示をしているが、同じ邢昺の正義を指し示しているはずである。そうであれば、1) と 3) とは形は違ってても示すことは同じで、第三部分は第二部分と同じく邢昺の正義となる。

それでは 2) の改行する形は、1)、3) とどのようにかわるのであろうか。たまたま正義本と見比べた人が、第二部分は邢昺の正義に見えるが、第三部分が正義に見えないことに気づいて、このように改行をしたのかもしれない。あるいは、「昺曰」と「正義曰」とが同一注釈と知って、後の「正義曰」を取り去り、改行することで元の形を残したのかもしれないが、そうしたことをあれこれ想定しても、具体的に証明し明らかにする方法がない。ひとついえることは、2) のような形で、もし第三部分が邢昺の正義ではないと認めているのであれば、そのことを示す改行だけではない表示があってもいいはずである。そうした表示がないということは、2) についても第三部分を邢昺の論語正義とみていたのではなかろうか。このようにみてきて、清熙園本を除く他の旧抄本はすべて、第三部分を邢昺の正義とみていたと判定する。それに対して、同じく旧抄本の一本である清熙園本は、形式こそ 2) と同じく改行しているが、すでに示したように、第三部分の冒頭に大字で「疏」字を置く点において、他の旧抄本が邢昺の論語正義とするのと異なることは明らかであろう⁽¹¹⁾。

3 根本遜志と武内義雄は、論語義疏の校定で第三部分をどのように処理したか

初めて論語義疏を校定し、『論語集解義疏』十卷（以下『根本校正本』）を刊刻（寛延3年1750）したのは根本遜志である⁽¹²⁾。彼はその校定において、旧抄本論語義疏に書き入れられている邢昺の論語正義をすべて削除し、皇疏の字句を部分的にはあるが改め、経・注・疏の繫属形式を変えている。皇

疏の字句を改め、経・注・疏の繫属形式を変えた点については、これまでも疑問が出ているが、正義の書き入れを削除したことは、皇侃の論語義疏に後代の邢昺の論語正義が記されるはずはないから、論語義疏の校定としては正しい。

それでは根本遜志は、子張篇篇首に見えるこれら小字・二行で書かれた部分について、どのように認定し処理したのであろうか。かれが論語義疏を校定した際に、底本とした足利学校に蔵される旧抄本論語義疏は、前節に3)として整理し示したものである。その形は、第一部分は初めに大字で「疏」字が記され、第二部分は「昺曰」で始まり、第三部分は「正義曰」で始まる形をとる。根本遜志は、第一部分については、他篇と同じように皇侃の義疏と認めて「疏」字を置いて「篇首皇疏」として採り、「論語子張第十九」下に繋ぐ。第二部分の「昺曰」で始まる部分は削除する。この部分は、すでに述べているように邢昺の論語正義から引いたことが確かめられるから、校定の方針に従って削除したものである。そして問題の第三部分の「正義曰」で始まる文であるが、根本遜志はその文を根本校正本子張篇の第一章下に皇疏として残している。今その理由を推測すれば、第三部分が「正義曰」で始まるにもかかわらず邢昺の正義に見えないから、正義の文ではないとみたこと、第三部分の最後「就子張語、自有二章也」が、子張篇第一章、第二章の二章にかかわる注釈となっていて、子張篇内にも類似した皇疏が繋がれていて両者が関連していること、さらに篇首のこの位置に、「篇首皇疏」と性格の異なる皇疏が合わせて配されることが他の篇には見られないこと、こうしたことが考えられるのではなからうか。そこで底本の足利本では「正義曰」ではじまる第三部分であるにもかかわらず、その文を皇疏と認めて「正義曰」の三字を削除し、篇首から第一章下の皇疏「此是第一此一篇皆是弟子語无孔子語也」の句の前に移し、もとの皇疏と合わせて一文とするという操作を行なったのである。その際に、第三部分の末句「就子張語自有二章也」から「就」字を削り、第一章下の下線部(A)「此是第一」と位置を置き換えている。根本校正本は、この他にも「第二明子夏語記小徳出入可也」を他の文に倣って「第二子夏語」と改めている。こうした校定を経た皇疏は、第一章下に標起止〔子張曰至已矣〕を置き繋がれていて、次のようである。

就此篇凡有二十四章、大分爲五段、總明弟子稟仰記言行、皆可軌則。第一先述子張語、第二子夏語、第三子游語、第四曾參語、第五子貢語。此是第一^(A)、子張語、自有二章也。此一篇皆是弟子語、無孔子語也。(下線部分は、第一章下にもとから繋がれている皇疏)

ここで確認しておく。それは、第三部分を「疏」として引くのは清熙園本であるが、根本遜志が清熙園本を見た可能性はほとんど考えられないから、このような校定、すなわち第三部分を皇疏と認め残すことは根本遜志が考えたことで、清熙園本からヒントを得て行なったわけではなかろう。

この校定によって、第三部分は、皇疏となって根本校正本に残った。文は整い、文意も明らかになったが、テキストの校定としてこれでいいのかどうか課題が残る。

次に武内義雄の校定によって刊刻（大正12年1923）された『論語義疏』十卷（以下『武内校本』）について見てみよう。武内義雄が論語義疏を校定する際に底本として用いた旧抄本論語義疏は、龍谷大学に所蔵される文明本論語義疏である。このテキストは、前節で1）と分類したように、第一部分は「子張者弟子也」の上に「疏」字を補い、第二部分の初めに「曷云」と記し、第三部分は何の語もマークもおかずに第二部分と連続して記述されている。ただ第二部分と第三部分との間に異本による「也、正義曰」という書き入れがあるから、それによれば3）の形式になり、根本遜志が用いた底本の足利本と同じである。武内義雄の校定は、第一部分を「篇首皇疏」と認めて残し、第二部分の正義書き入れは削除する。ここまでの校定に異論を挟む余地はない。それでは第三部分についてはどのように処理しているのであろうか。武内校本には、第三部分についての直接の言及はないが、校本に附される「論語義疏校勘記」子張篇第一章の皇疏「此是第一」の項に、第三部分の処理にかかわる校語が記されていて、次のようである。

此是第一 根本本此上有此篇凡二十四章、大分爲五段、總明弟子稟仰記言行皆可軌則、第一先述子張語、第二子夏語、第三子游語、第四曾參語、第五子貢語、五十三字、此是第一下有子張語三字、與下二章訖此是子張語是第一、及此下是第二是子夏語自有十一章等諸條相應、今按全書例、微子以上十八篇、皆唯疏釋其義而不分章段、子張、堯曰二篇則每篇先分別章段而後疏釋之、其體與佛書講疏相類、疑二篇內立段分章之詞、皆出五山僧徒講此書者之手、非皇疏本文、文明本此處無五十餘字者、獨仍其舊、下諸條則否、

校語が問題とするのは、根本校正本子張篇第一章下の皇疏「此是第一」（先にあげた根本校正本皇疏の下線部分）という句の前に、「此篇凡二十四章、大分爲五段云々」ではじまる子張篇の「章段」に言及する53字が記されるということである。武内義雄は、根本校正本に見えるこのような「章段」を分ける説

が「仏書講疏」に類することを理由として、五山僧徒が「仏書講疏」に倣って加えたもので、皇疏ではないという結論を導きだしている⁽¹³⁾。その根拠として、底本とした文明本第一章下には、このような「章段」を分ける皇疏が見えないといい、その皇疏がない文明本が、論語義疏の旧来の形を残しているという。

校語の記述を見てまず生じる疑問は、この個所について武内義雄が、文明本を含めて旧抄本論語義疏と根本校正本との関係を、正しく理解していないのではないかということである。なぜならば、根本校正本第一章下には文明本に見えない皇疏が記されるというが、この皇疏は、根本遜志の校定を検討した際に明らかにしたように、もともと底本とした足利本をはじめとして、文明本をも含めてすべての旧抄本の篇首に繋がれている第三部分で、根本遜志がそれを校定の際に第一章下に移したものであるから、文明本に見えないのは当然である。それにもかかわらず校語に、「文明本此處無五十餘字者、獨仍其舊」と記して、この「五十餘字」は文明本になく、それが論語義疏の旧来の形を伝えるものであるようにいう。

「五十餘字」はたしかに文明本の第一章下にはなく、それが旧抄本論語義疏の旧来の形を伝えるものであるが、その「五十餘字」に近い文が篇首には存在する⁽¹⁴⁾。それが第三部分である。この第三部分は、足利本、文明本だけでなく、すべての旧抄本に記されているから、この第三部分をどのように判定し、処理するかが問題となるはずである。武内義雄はその校定で、当然ながらそのことに言及すべきであった⁽¹⁵⁾。

武内義雄はこの個所の校定で、根本校正本第一章下の皇疏が根本遜志の校定の結果であることを見過ごし、さらに文明本に第三部分が存在することに気づかないままに、根本校正本の皇疏（第三部分）を、五山僧徒が仏書講疏に倣って加えたものとみて削除してしまったのであろう⁽¹⁶⁾。

4 第三部分はどのような性格の文章か

わたしが子張篇篇首に記される第三部分に注目するのは、この文が「疏」と記されるか「正義」と記されるかを問わず、形式、記述内容できわめて特異な注釈であることによる。それを特異というのは、旧抄本論語義疏ではすべての篇首に「篇首皇疏」と正義の書き入れはあるが、このような第三部分は、子張篇にのみ記されるものであるからである。この第三部分は、何に由来し、どのような経過があつてこの位置に書き記され存在するのであろうか、それがまっ

たく不明である。しかも記される内容が、子張篇全体の構成、及び分章にかかわっていて、この種の注釈は、論語義疏においては郷党篇と堯曰篇に見えるだけである。もしこの第三部分が皇疏と認められるならば、子張篇にも篇全体の構成にかかわる皇疏があったことになり、皇侃は論語二十篇の中に、篇の構成について説明を必要とするものには、このような注釈を附していたということの有力な証拠となる。さらにいえば、各篇篇首に附されている「篇首皇疏」であるが、それがはたして皇疏であるのかどうか、わたしはこれまでひそかな疑いをもってきた。しかしこうした篇の構成について皇侃が自らの説を示していたとわかれば、「篇首皇疏」も皇疏として認めて問題ないのかもしれない。第三部分というわずか一条の注釈ではあるが、それが皇疏であることが立証できれば、論語義疏の解明に新たな見通しをもたらすことになる一条なのである。

この第三部分に関心を持って調べているうちに、他の旧抄本がすべて「正義」と記すなかで、唯一清熙園本だけが「疏」と記すことに気づいた時の驚きは、今も記憶に強く残る。ただそれだけでこれを「新出の皇疏」とすることはできない。基本的な解明を迫られたのが、旧抄本論語義疏では、この第三部分をどのように記述しているのかという問題である。すなわち、「疏」と記すのが清熙園本に限られるのかどうか、ほかにも「疏」と記す旧抄本が存在しないのか、「疏」という一字をわずかな手がかりとして、旧抄本諸本についてこの問題を明らかにする必要がある。その調べを進める中で、すでに根本遜志がこの問題を取りあげていて、しかも「正義」とあるものを皇疏と認定していることに、わたしは驚きと共感とそして敬意を覚えた⁽¹⁷⁾。その第三部分であるが、根本遜志を除いて注目する人がいなかったのは、この部分が「正義云」と記されているため、正義の書き入れとして見過ごされてきたからではなかったろうか。

ここで第三部分が、皇疏であるのか正義であるのかという問題に立ち戻れば、この文が、邢昺の論語正義に見当たらないから、正義である可能性はほとんどないといってよからう。第三部分の記述内容で、わたしがとくに注目したいのは、「此篇凡有二十四章」と記されることである。それは、子張篇の分章の差異を取りあげたもので、論語集解の子張篇が25章であるのに対して、論語義疏は24章であることを示す。これについて、通行本論語音義には言及はないが、古抄本論語集解に書き入れられている論語音義は「凡二五章 疏二四章」と記すから、陸徳明の当時、論語義疏が24章であったことが確かめられ、第三部分の「此篇凡有二十四章」が皇疏であることが裏づけられよう。また第三

部分の末尾「就子張語、自有二章也」は、子張篇第一章、第二章に言及したもので、第二章下に繋がれる皇疏と関連する。さらに、章段をいう内容が、子張篇内に記される皇疏と通じ合うことも認めてよかろう。そして清熙園本だけがこの第三部分をなぜ「疏」とするのかは不明ながら、「疏」とする旧抄本が日本に伝わっていることをあわせ考えると、この部分が皇疏である可能性は高いと見ているが、そのためにはさらに詳細な論証を必要としよう。

まとめ

旧抄本論語義疏の一本である清熙園本の子張篇篇首には、「篇首皇疏」（第一部分）、邢昺論語正義の書き入れ（第二部分）に加えて、他篇には見えない大字の「疏」字を置く文（第三部分）が記されている。この第三部分は、他の旧抄本にも見えるが、すべて「正義」として引いている。清熙園本に従えば、皇疏となるであろうし、他の旧抄本に従えば正義となるであろう。はじめに管見に入る各旧抄本論語義疏について、記述の様相を明らかにし、ここに述べたことを確認した。次いで論語義疏を校定した根本遜志及び武内義雄がその第三部分をどのように処理したかをみた。その結果は、根本遜志と武内義雄の処理の方法はみごとに対照的である。根本遜志は字句を改め、その位置を移してはいるものの、「正義」と記す第三部分を皇疏と認め、論語義疏に残した。一方武内義雄は、底本に第三部分が存在することに気づかないまま、根本校正本第一章下の「皇疏」を五山僧徒の「章段」説と誤認し、その結果、第三部分を皇疏と認めず削除した。根本校正本についても武内校本についても、それら校本のみを見て、旧抄本論語義疏にさかのぼってみない場合には、こうした問題点が明らかになりにくい。最近中国で校定刊行された論語義疏は、いずれも武内校本に基づいているため、ここで見てきた誤りが、そのまま引き継がれてしまっていることをここに記しておく⁽¹⁸⁾。

注

(1) 本稿で参考とする旧抄本論語義疏は以下である。

- (1) 論語義疏 10 卷 梁・皇侃疏 文明 9 年 (1477) 龍谷大学図書館蔵 (略称・文明本)
- (2) 同 文明 14 年 (1482) 写 国立国会図書館蔵 (略称・国会図書本)
- (3) 同 室町期写 天理大学附属図書館蔵 (略称・清熙園本)
- (4) 同 室町期写 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵 (略称・宝勝院本)
- (5) 同 室町期写 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵 (略称・林本)
- (6) 同 室町期写 蓬左文庫蔵 (略称・蓬左本)

- (7) 同 室町期写 大東急記念文庫蔵（略称・久原本）
- (8) 同 室町期写 東京大学附属図書館蔵（略称・東大本）
- (9) 同 室町期写 東京都立中央図書館蔵（略称・青淵本）
- (10) 同 室町期写 足利学校遺跡図書館蔵（略称・足利本）
- (11) 同 室町期写 尊敬閣文庫蔵（略称・尊経閣本）
- (12) 同 室町期写 尊敬閣文庫蔵（略称・尊経閣別本）
- (13) 同 室町期写 宮内庁書陵部蔵（略称・宮内庁本）

延徳本（延徳2年（1490）写 大東急記念文庫蔵）、天文本（天文10年（1541）写 慶応義塾大学図書館蔵）は、子張篇を欠き、江風本（室町期写 慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵）は、子張篇冒頭を欠くので、参考することができない。

また根本遜志校正本については、刊記に「根本八右衛門校正 寛延三庚午六月 東都書肆伏見屋善六他」とあるテキストを用いた。

- (2) この文が、現行の邢昺の『論語註疏』に見えないことを、あらかじめ確認しておく。
- (3) 清熙園本の記述形式は、第二部分と第三部分で改行している点に注目すれば、次節2で分類した2)に近いといえるが、第三部分の文頭に「疏」字を置く点異なる。
- (4) 旧抄本論語義疏において、「疏」という語の用いられ方にはかなりバラつきがあって、邢昺の正義の書き込みまでも「疏」でくくっている場合があるが、正義だけを「疏」で引くことはないようである。
- (5) 問題は、清熙園本を含む旧抄本論語義疏のテキストを広くみても、他の篇では、篇首のこの位置に第三部分に相当するこのような文は記されないことである。そのことをどうみるかであるが、これについてはにわかに答を出すことができないので、ひとまず措くこととする。
- (6) 「疏」字がないテキストとして清熙園本をあげたが、文明本、国会図書館本などにもまた「疏」字がない。ただ文明本は欄外に「疏」字を補っている。すると、この位置に「疏」字がない系統のテキストがあったのかもしれない。
- (7) 清熙園本で、第一部分に「疏」字がなく、第三部分に「疏」字があることは、何か関連することがあるのかもしれないが、この問題を明らかにする手だが今は見つからない。
- (8) 邢昺の論語正義がどのように論語義疏に書き入れられたかについては、拙著『論語義疏の研究』第一章（二）旧抄本『論語義疏』成書過程の解明」で、例をあげて詳述した。
- (9) 本文の中では記述が煩瑣になることを避けて、旧抄本各テキストの第二部分、第三部分の記述の異同の詳細については触れていない。ここにあらためて記しておく。

1) の形

宝勝院本：「昺云」で始まり、「自有二章也」まで一連の文で終わる。

蓬左本：「○昺云」で始まり、「自有二章也」まで一連の文で終わる。

文明本：「昺云」で始まり、「自有二章」までが一文。「故差次諸篇之後」の後に「也、

正義曰 イ」を欄外に補う。

国会図書館本：「曷正義曰」で始まり、「自有二章也」までが一文。「故差次諸篇之後也」の後に「」の記しがある。

2) の形

尊経閣本：「曷正義曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。ここで改行し、「就此篇凡有二十四章」で始まり、「自有二章也」で終わる。また後文に、「正義」「疏」という表示はない。

宮内庁本：「曷正義曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。ここで改行し、「就此篇凡有二十四章」で始まり、「自有二章也」で終わる。また後文に、「正義」「疏」という表示はない。

林本：「曷正義曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。ここで改行し、「就此篇凡有二十四章」で始まり、「自有二章也」で終わる。また後文に、「正義」「疏」という表示はない。

3) の形

足利本：「曷曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。一字空けて、「正義曰」で始まり、「自有二章也」で終わる。

東大本：「○曷曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。「○正義曰」で始まり、「自有二章也」で終わる。

青淵本：「○曷云」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。「○正義云」で始まり、「自有二章也」で終わる。

尊経閣別本：「曷曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。「正義曰」で始まり、「自有二章也」で終わる。

久原本：「曷正義曰」で始まり、「故差次諸篇之後也」で終わる。「○正義曰」で始まり、「自有二章也」で終わる。

- (10) 問題は、なぜ第二部分に「曷曰」といい、第三部分に「正義曰」というのかということである。これについてのひとつの可能性は、元来は清熙園本のように第二部分に「曷曰」といい、第三部分に「疏」とあったものが、何かの理由で「疏」が「正義」と変えられて、それが広く通用するようになったという考えである。別の可能性は、元来は1)の形のように「曷曰」で始まる一連の文であったものが、後に3)の形のように分かれ、その際に第三部分の冒頭に「正義」という語が置かれたという推測である。旧抄本に見える正義の書き入れは、最初に「曷」、次に「正義」、それが合わさって「曷正義」となったのではないかと考えている。この点については拙著『論語義疏の研究』『第一章（二）旧抄本『論語義疏』成書過程の解明 一 旧抄本『論語義疏』に書き入れられている邢昺『論語正義』の検討』を参照。

このようにいろいろな可能性を考えてみるが、そのいずれにも残念ながら確実な根拠もないし、いい考えも浮かんでこない。

- (11) これら三つの形の違いは、旧抄本が抄写されていった時期の順序を示すのかもしれない。それに関連して、わたしはかつて里仁篇に正義がどのように書き入れられ

ていったかということを調べて、旧抄本が「清熙園本」「東大本」「青淵本」「延徳本」「足利本」のグループと「文明本」「国会図書館本」「天文本」「久原本」とのグループに分かれることを明らかにしたが、そのグループと今問題としている三つに分かれるテキストとがうまく結びつかない。いずれにしても旧抄本論語義疏の系統を明らかにすることが、ひとつの問題として解決を迫られている。拙著『論語義疏の研究』「第一章 旧抄本『論語義疏』の研究（二）旧抄本『論語義疏』成書過程の解明 一 旧抄本『論語義疏』に書き入れられている邢昺『論語正義』の検討」を参照。

- (12) 根本遜志と武内義雄の論語義疏校定については、拙著『論語義疏の研究』「附論二『論語義疏』の二種の校本、『根本校正本』と『武内校本』をめぐる」においても論じたことがある。
 - (13) 「章段」については、喬秀岩『義疏學衰亡史論』（2001年 白峰社）、影山輝國「皇侃と科段説－『論語義疏』を中心に－」（『斯文』平成二十五年三月）を参照。
 - (14) 根本校正本の子張篇第一章下に繋がれる皇疏は、根本遜志の校定を経た結果、第三部分の文とは部分的に異なりがあることを確認しておく。
 - (15) 武内義雄が、根本校正本のこの皇疏とほぼ同じ句が文明本の篇首にもあることを指摘し、その上で、それらが「仏書講疏」に類似することから皇疏と認められないというのであれば、論理は通じる。
 - (16) 武内義雄がここで複数の旧抄本を参照すれば、こうした誤りは防げたはずである。「校勘記」には、複数の旧抄本が用いられているにもかかわらず、なぜそうしなかったのだろうか。
 - (17) 根本遜志については、経・注・疏の繫属関係を改めたこと、字句を改めたことなどでその校定方法に疑問がもたれているが、いま問題としている第三部分の処理に限らず、かれの校定に見られる、資料を徹底的に直視し、その中から問題を見いだす手法については、もう少し評価されてもいいのではなかろうか。
 - (18) 『儒蔵』精華編第104冊（北京大学出版社2007年）所収『論語義疏』、また「中国思想史資料叢刊」（中華書局2013年）所収『論語義疏』の該当個所の注を見よ。わずか一条の注釈にかかわることであるが、武内義雄の校語は、旧抄本論語義疏に日本人による異説異論が紛れ込んでいるという誤解を与えかねない。この校定及び校勘記が後に及ぼす影響は大きいといわざるをえない。
- 〔追記〕武内義雄は、底本とした文明本が第二部分のはじめに「昺云」と記され、第三部分が第二部分と一連の文として記述されているところから、そのすべてを正義の文と見て、削除してしまったのかもしれない。

（東京外国語大学名誉教授）